

公益財団法人 置県百年記念香川県文化芸術振興財団

文化芸術振興活動費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人置県百年記念香川県文化芸術振興財団（以下「財団」という。）は、文化芸術の創造的な活動を支援し、それらの活動を支える人材の育成を図るため、予算の範囲内において文化芸術振興活動費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(助成金交付団体等)

第2条 財団は、次の各号に掲げる要件を満たす団体（国、地方公共団体を除く。以下同じ。）又は個人に助成金を交付することができるものとする。

- (1) 香川県内に住所又は活動の本拠を有すること。
- (2) 団体にあつては、一定の規約を有し、かつ、代表者及び所在地が明らかであること。
- (3) 明確な会計経理を実施していること、又は実施できると認められること。
- (4) 活動が完遂できると認められること。

2 財団は、前項の規定にかかわらず、次の団体又は個人に助成金を交付しない。

- (1) 国又は地方公共団体が1/2以上の出資等を行っている団体
- (2) 政治、宗教、営利を目的とする個人及び団体並びに活動目的が当助成金を交付することが適当でないと代表理事が判断した個人及び団体

(助成対象活動)

第3条 助成金の交付の対象となる活動（以下「助成対象活動」という。）は、文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例（平成19年12月21日条例第68号）第2条に定める文化芸術の分野において、文化芸術の創造的な活動を支援し、それらの活動を支える人材の育成を図るための活動で、次に掲げるものとする。

助成対象活動区分	細区分	活動内容
1 文化芸術アクティビティ	かがわ文化芸術祭※連携枠	10月1日から12月31日までの期間内に県内で開催され、かがわ文化芸術祭に参加する意思のある団体等による文化芸術活動で、市町の区域を越えて広域から参加し、地域のにぎわいや活性化に資する文化芸術活動
	一般枠	上記以外の期間に開催される文化芸術活動で、市町の区域を越えて広域から参加し、地域のにぎわいや活性化に資する文化芸術活動
2 文化芸術チャレンジ		これから活動を始めようとする個人又は団体、あるいは活動歴の短い個人又は団体が行う文化芸術活動

※かがわ文化芸術祭：毎年10月～12月に、県内の文化芸術団体等が、県内各地で多彩なジャンルの文化芸術活動を展開する「文化芸術の祭典」。『かがわ文化芸術祭』の趣旨に賛同する、県内の文化芸術団体等が県内で実施する公演・行事が対象となる。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる活動は、助成対象としない。

- (1) 政治、宗教、営利を目的とする活動及び活動目的が当助成金を交付することが適当でないと代表理事が判断した活動
- (2) 活動の実施に必要な経費のうち財団の助成金を除く額を調達できる見込みがない活動
- (3) 前年度に助成金を交付した活動
- (4) 県の助成金等の交付を受けて実施する活動
- (5) 国又は市町から1/2以上の助成を受けて実施する活動

(新型コロナウイルス感染症等拡大防止対策)

第3条の2 前条に定める助成対象活動を実施する際は、新型コロナウイルス等感染症拡大防止対策（出演者・スタッフ等の検温、手洗い・アルコール消毒、室内換気、身体的距離の確保、密閉・密集・密接の回避等）を十分に講じること。

2 前条文化芸術アクティビティに係る活動を実施する場合において、新型コロナウイルス等感染症拡大防止の観点から、やむを得ず、会場での開催を中止し、オンラインにて動画配信等を実施する場合には、第8条に定める変更活動承認申請により承認を受けなければならない。

(助成金の額)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

2 助成金の額は、次に掲げるとおりとする。

助成対象活動区分		助成率	助成額	
1	文化芸術アクティビティ	かがわ文化芸術祭連携 枠	助成対象経費の 1/2以内	10万円以上100万円以下
		一般枠	助成対象経費の 1/3以内	10万円以上50万円以下
2	文化芸術チャレンジ	会場使用料の 10/10以内	上限20万円	

3 前項文化芸術アクティビティにおいて、第9条(2)収支決算書をもとに算出した助成金の額が10万円未満となった場合、第10条に定める交付すべき助成金の額は、前項の規定にかかわらず、当該算出額とする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに代表理事に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他代表理事が必要と認める書類

(助成金の審査・交付の決定及び通知)

第6条 代表理事は、前条の申請書を受け取ったときは、これを審査し、適当であると認めたときは、助成金の交付の決定をするものとする。この場合において、代表理事は、必要と認めるときは、条件を付することができる。

- 2 代表理事は、前項の審査に当たっては、助成金審査委員会を設置し、審査は同委員会が行うものとする。
- 3 代表理事は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかに助成金交付決定通知書（様式第4号）により助成金の交付の申請をした者に対しその旨を通知するものとする。

(助成の表示)

第7条 助成金による活動を実施する者（以下「助成活動者」という。）は、活動実施会場及び実施に際して作成するポスター、チラシ、プログラム等に、財団が助成している旨を表示するものとする。

(変更等の承認)

第8条 助成活動者は、助成対象活動の実施について重要な変更をしようとするときは、あらかじめ変更活動承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて代表理事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更活動計画書（様式第6号）
- (2) 変更収支予算書（様式第7号）
- 2 助成活動者は、交付決定後に助成対象活動を中止する場合、または活動実施前後で助成金交付を辞退する場合においては、あらかじめ活動中止・交付辞退届出書（様式第8号）を代表理事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 助成活動者は、助成対象活動の完了した日から起算して30日以内に、活動実績報告書(様式第9-1号)に次に掲げる書類を添えて、代表理事に提出しなければならない。

- (1) 活動実績報告書(別紙) (様式9-2号)
- (2) 収支決算書(様式第10-1号及び様式第10-2号)
- (3) その他代表理事が必要と認める書類

2 新型コロナウイルス等感染症拡大防止の観点から助成対象活動を中止せざるを得なくなった場合は、その中止を決定した日を、助成対象活動が完了した日とみなすことができる。

(助成金の額の確定)

第10条 代表理事は、前条に規定する報告書を受け取ったときは、これを審査し、適当であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、速やかに助成金交付額確定通知書(様式第11号)により助成活動者に対しその旨を通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 助成活動者は、前条に規定する通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に助成金請求書(様式第12号)を代表理事に提出するものとする。

(助成金の交付)

第12条 代表理事は、前条に規定する請求書を受け取ったときは、助成活動者に対し助成金を交付するものとする。

(概算払)

第13条 代表理事は、前三条の規定にかかわらず、助成対象活動の実施上必要と認めるときは、助成金の一部又は全部を概算払することができる。

2 助成活動者は、概算払の交付を受けようとするときは、代表理事に協議のうえ助成金概算払請求書(様式第13号)を代表理事に提出しなければならない。

(報告・調査)

第14条 代表理事は、助成対象活動の実施に関して、必要に応じ報告を求め、調査を行うことができる。

(決定の取消等)

第15条 代表理事は、助成活動者が次の各号の一に該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 不正の手段により助成金の交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。
- (4) 助成金を助成対象活動以外の用途に使用したとき。
- (5) 助成対象活動を実施せず、実施しようとする意思が認められないとき。
- (6) 助成対象活動を完了する見込みがなくなったとき。
- (7) その他助成対象活動の実施において著しく社会的妥当性を欠く行為があったと認められるとき。

(助成金の返還)

第16条 代表理事は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成対象活動の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

2 代表理事は、助成対象活動を中止することとなった場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

3 代表理事は、助成活動者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(関係書類の保管)

第 17 条 助成活動者は、助成対象活動に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成活動終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第 18 条 この規定の施行に関し、必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

2 公益財団法人置県百年記念香川県文化芸術振興財団 地域文化芸術振興事業費助成金交付要綱(平成 23 年 4 月 1 日施行)、文化芸術の振興による地域活性化事業費助成金交付要綱(平成 23 年 4 月 1 日施行)及び、若手芸術家のための文化芸術活動の場提供助成金交付要綱(平成 23 年 4 月 1 日施行)は廃止する。

ただし、平成 23 年度に採択した助成金の取扱については、上記に係らず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 22 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第4条関係）

区 分	
助成対象経費及び助成金額の額は次の算式による。	
$\text{活動経費} - \text{活動収入} = \text{助成対象経費} \times \frac{1}{2} \text{以内} = \text{助成金の額}$ <p style="text-align: center;">（又は1/3以内）</p>	
<p>※文化芸術チャレンジの助成金額は算式によらず、会場使用料の10/10以内で上限20万円とする。</p> <p>※助成金の額に1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>※新型コロナウイルス等感染症拡大防止の観点から助成対象活動を中止した場合、助成金の額は助成対象経費の1/3以内とする。</p>	
○活動経費は次に掲げるものを対象とする。※ ¹	
区 分	主 な 内 容
賃金	会場整理、警備、もぎり等の活動の実施に必要な人件費
報償費	講師、出演者等の活動の実施に必要な謝金、謝礼
旅費	講師、出演者等の移動に要する運賃等の旅費
需用費	事務用品等の消耗品、プログラム、ポスター等の印刷製本費等の活動の実施に必要なもので、比較的短期間でその効力を消費するもの
役員費	郵便代等の活動の実施に必要な通信運搬経費等、各種手数料
委託料	舞台装置委託料、会場設営委託料等の活動の実施に必要な委託料
使用料	公演活動等実施の際の会場使用料、マイク等の付帯設備使用料、楽器（ピアノ等）借上げ代等の活動の実施に必要な使用料（前日のリハーサルや搬入、翌日の後片付け等も対象）
その他	上記に掲げるもののほか、代表理事が必要と認めるもの
※ ¹ 新型コロナウイルス等感染症対策として助成対象活動に必要なマスク・消毒液及び非接触型体温計の購入費用を含む。	
●活動経費と認められないもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・助成金申請者、申請団体等の構成員に対する賃金、報償費、旅費やそれに準じる経費 ・備品購入費や助成を受けようとする団体等の通常の活動に伴う事務用品、電話代、郵送代等の恒常的な経費 ・飲食に要する経費、レセプション経費 ・練習に要する経費（会場使用料等） ・会議、打ち合わせ等に要する経費 ・使途の確定が困難な経費（ガソリン代、タクシー料金、駐車場料金等） ・その他活動に関連が薄いと認められる経費 	
○活動収入は次に掲げるものを対象とする。	
入場料収入	活動に伴う公演、展覧会、イベント等の入場料等の収入
負担金	助成金申請者以外の共催者等からの負担金収入
補助金・助成金	国、市町等からの補助金、助成金収入 （県から補助・助成を受けている場合及び国、市町から1/2以上の補助・助成を受けている場合は本助成対象外）
寄付金・協賛金	寄付金及び協賛金等の収入
物品販売収入	活動に伴う物品販売等の収入
助成金申請団体以外からの参加費	展覧会等で、助成金申請団体以外からの参加料収入
広告料収入	広告料等の収入
その他収入	活動に伴う収入と認められる収入

